小作爭議調査表

No. 64

（昭和八年七月分）

（月報番号九八号）

項目	内容
場所	朝倉郡高木村大字佐田字中村
關係人員	地主 森下半次 小作人 北島吉太郎
地主關係團体	ナシ
發生	昭和八年七月四日
終熄	昭和〃年〃月二五日
關係地種類面積	田 三畝歩
小作人關係團体	ナシ
原因	小作人は前地主手島五平に対し数年前田を六十五円にて買収を申込みたるも前地主は八十円を主張し纏まず断念し居りたるが昨年九月前記地主に六十三円を以て売却したる為め現地主は自作の目的にて無償土地返還を申込みたるに~~小作人は耕作を継続せんとせり~~因る。
要求事項	土地返還要求
經過	小作人は自己の申込みたる金額より安価に前地主が先づく売却したる措置に憤慨し現地主の要求を拒絶、双方態度強硬であつたが今村区長月俣作太郎の調停にて下記條件にて解決
結果	現地主森下半次が昭和七年九月六十三円にて前地主より購入したる該土地三畝歩を更に其小作人に対し金八十円にて売却すること

財團法人 協調會福岡出張所

備考